

令和3年4月26日

保護者の皆様へ

大阪府立八尾北高等学校

校長 岡本 泰弘

府立学校における緊急事態宣言下の教育活動等について

穀雨の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和3年4月23日付けで、大阪府が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域とされたことを受け、第47回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、緊急事態措置に基づく府民への要請内容等が決定されました。

つきましては、府立学校における緊急事態宣言下の教育活動等について、教育庁からの通知を踏まえて下記のとおり引き続き教育活動を継続いたします。学校としては万全の感染症対策を続けてまいりますので、ご家庭におかれましても、引き続き健康観察、登校前の検温や健康管理、マスクの着用、手洗い・手指消毒の励行など感染防止対策を行った上で、登校をお願いいたします。

記

大阪府教育庁の府立学校への指示（抜粋・要旨）

■授業

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態(1教室40人まで)を継続
- ・感染リスクの高い活動は実施しない
- ・感染拡大により不安を感じて登校しない生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う

■修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動

- ・中止または延期

■部活動

- ・原則休止
- ・公式大会への出場等学校が必要があると判断する場合は、感染防止策を徹底したうえで、活動時間を短縮して実施する。この場合でも、感染リスクの高い活動は実施しない。

【本件問合せ先】

大阪府立八尾北高等学校

教 頭 雑賀 範子

TEL 072-998-2100（代表）